

平成 22 年 2 月 24 日

各 位

会 社 名 ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 森 下 一 喜
(コード番号：3765 大証ヘラクレス)
問 合 せ 先 IR・企 業 広 報 室 長 石 見 紀 生
(TEL：03-6893-8500 (代表))

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

当社は、平成22年2月24日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改訂について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、下線は改訂部分を示しております。

記

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
「コンプライアンス組織・手続規程」に基づき、コンプライアンスの責任者であるチーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を選任するとともに、各本部にコンプライアンス担当者を任命しております。

役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合には、所属部署及び他部署のコンプライアンス担当者だけでなく、直接 CCO に報告・相談することも可能といたしました。報告・相談を受けた CCO は内容を調査し、その結果コンプライアンス違反行為が確認され協議の上懲罰すべきと判断した場合には、懲戒委員会を設置し審議することとしております。また、CCO への報告・相談を補完するため、役職員からの報告・相談を受け付ける社外弁護士を窓口とするホットラインを設置しております。

また、役職員のコンプライアンスへの認識と意識向上を目的としてコンプライアンス研修を行っております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書の保存、管理に必要な基準を定め、当社の文書の保存、管理業務の効率的な運営を図ることを目的とした「文書保存管理規程」に基づき、取締役会議事録その他法定の作成資料などの文書情報の保存及び管理を行っております。

また、情報セキュリティ活動を主導するため、チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー（CISO）を選任し、CISO を長とする情報セキュリティ委員会を設置しております。

主な情報セキュリティ対策としては、既に策定済みの「情報セキュリティ基本規程」を中心に、個人情報保護法に準拠した形で個人情報の管理体制や教育、監査の実施等を定めた規程類の整備、見直しを随時行っており、これと並行して役職員に対する周知、教育にも力を注いでおります。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理については、「危機管理体制に関する規程」および「リスクマネジメント体制に関する規程」に基づき、必要に応じてガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行っております。

危険の予防並びに発生時の対応を含む危機管理活動を主導するため、チーフ・クライシス・マネジメント・オフィサー（CCMO）を選任し、CCMOを長とする危機管理委員会を設置して参ります。

また、上記危機管理活動の実施状況については、内部監査室による内部監査にてリスク管理状況の監査を行ない、結果を社長、担当取締役および監査役に報告しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

効率的な運営体制を確保するため、「業務分掌規程」および「職務権限規程」にて、各部門の業務遂行に必要な職務の範囲および権限と責任を明確にするとともに、「取締役会規程」「経営会議規程」「稟議規程」等の機関決定に関する規程を定め、決裁権限を明確にしております。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社基本思想、理念の共有を図り、ガバナンス体制とコンプライアンスの強化に関する事項を規定する、「ガンホー・オンライン・エンターテイメント憲章」を定めております。
- ② コンプライアンスを推進するための責任者であるチーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を選任しております。
- ③ グループ各社所属の役職員がコンプライアンス問題を報告・相談できる独自のコンプライアンス相談窓口の設置を推進するほか、グループ各社所属の役職員から直接報告・相談を受ける社外弁護士を窓口とするホットラインを設置しております。
- ④ 当社の子会社に対し、当社の役員または職員を取締役または監査役として配置する事で、当該子会社の業務の適正な執行を確保する体制を執っております。
- ⑤ 当社グループにおける各事業を統括する各事業統括会社の CEO から構成される「執行会議」を原則四半期毎に開催し、事業シナジーを促進するとともに、コンプライアンス、リスク管理、効率性向上等のための施策の共有をしていきます。
- ⑥ 代表者宣誓制度および確認制度を導入し、グループ各社の代表者から財務報告の有用性と適正性に関する確認書の提出を義務付け、グループ全体としての有価証券報告書等の内容の適正性の確保と内部統制の整備を図っております。尚、内部統制上に問題が発生した場合には、改善対応すべく体制を執っております。
- ⑦ グループ各社の内部監査部門が集まる会合を定期的で開催し、それぞれの内部監査について情報共有を行っております。
- ⑧ 当社ではチーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー（CISO）を及び各グループ会社では情報セキュリティ担当者を選任し、CISOを長とする、グループ情報セキュリティ委員会を定期的で開催し、情報セキュリティ対策のガイドラインを設け、各社の対策状況の報告、各種協議を行うとともに、情報セキュリティ対策に関する知識、技術等の共有を行っております。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人

必要に応じ監査役の職務を補助する専属の使用人である補助者の配置、若しくは内部監査部門と協議の上、個別の監査項目について内部監査部門の役職員をして補助者に選任する事が出来るものとします。

補助者の監査業務に関する指揮・命令は監査役が行うものとし、専属の補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分若しくは個別に補助者に選任した内部監査部門の役職員の当該業務に関する人事評価・懲戒処分は監査役の同意を得なければならないものとします。

7. 監査役への報告体制

取締役および使用人は、監査役に対して、次の事項を報告します。

1. 当社グループに関する重要事項
2. 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
3. 内部統制システムの整備状況
4. 法令・定款違反事項
5. コンプライアンス体制の運用およびホットライン通報状況
6. 内部監査の監査結果
7. 上記のほか、監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

8. その他監査役会の監査が実効的に行われる事を確保するための体制

代表取締役と定期的に意見交換会を開催しております。また、監査役が必要と認めた場合、取締役および使用人にヒヤリングを実施する機会を設けております。更に、監査法人や重要な子会社の取締役、監査役との定期的な会合を設け情報交換を行うなど連携を図っていくとともに、可能な限り常勤監査役は当社の「経営会議」、「執行会議」等重要な会議に出席することとしております。

以 上